

写

元古子支第 2 2 6 9 号  
令和元年 1 1 月 1 1 日

古賀市子ども・子育て会議  
会長 森 保之 様

古賀市長 田辺 一城

諮 問 書

古賀市子ども・子育て会議条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について貴会議のご意見を賜りたく諮問いたします。

( 諮 問 事 項 )

1. 特定教育・保育施設の利用定員設定及び変更に関する意見

( 諮 問 理 由 )

古賀市の特定教育・保育施設の利用定員について、令和 2 年度より利用定員を設定及び変更することについて、貴会議にご審議を賜り、ご意見をいただきますようお願いいたします。

## 【参考法令】

### ○古賀市子ども・子育て会議条例（抜粋）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に規定する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

### ○子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。